

【使用編】

【使用編】では、政務活動費を実際に使用する際の原則を確認するとともに、具体的な支出の事例を示しています。

- 1 政務活動費支出の原則
- 2 政務活動費を充てることのできる経費
- 3 支出の事例

1 政務活動費支出の原則

(1) 政務活動費執行に当たっての原則

政務活動費の執行に当たっては、次に掲げる項目に留意のうえ、各会派の責任において、適切に取り扱うものとする。

- ① 政務活動の必要性があること。
- ② 政務活動に要した金額や態様等の妥当性があること。
- ③ 適正手続がなされていること。
- ④ 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

(2) 支出対象外の経費（要領第3条）

政務活動費は、次に掲げる経費には支出することができない。

- ① 餞別、慶弔、見舞等の交際費的経費
- ② 飲食経費（会議等で提供する茶菓に係る経費を除く。）
- ③ レクリエーション経費
- ④ 選挙活動に要する経費
- ⑤ 政党活動に要する経費
- ⑥ 後援会活動に要する経費
- ⑦ 私的活動に属する経費
- ⑧ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第8条の2に規定する政治資金パーティーに要する経費
- ⑨ その他、政務活動の目的に合致しない経費

(3) 按分による支出（要領第4条など）

① 全使途項目共通の考え方

政務活動費を支出する場合は、活動の実態に応じつつ、合理的な按分割合によるものとする。（第2項）

② 個別の経費の考え方

ア 会派が、会派の関係団体等と共同で政務活動を実施する場合

当該会派と関係団体等との間で、政務活動の目的、負担割合等を明らかにして行うものとする。（第3項）

イ 人件費

雇用補助職員のうち、専ら政務活動の補助業務に従事する職員を除き、政務活動の補助業務以外の活動にも従事している者に係る人件費を支出する場合は、政

務活動の実態に応じて按分し、負担額を明らかにして行うものとする。(第10項)

- ・専ら政務活動の補助業務に従事する職員を雇用する場合には、政務活動費から全額支出することができる。
- ・政務活動のほか後援会活動も担当させている場合、原則1/2で按分し支出することができる。但し、業務実態に照らし、適宜按分している場合には、これを尊重するものとする。(以上、本手引きP27参照)

ウ 事務所費

会派又は所属議員の事務所を政務活動の拠点として利用し、その事務所に係る経費を支出する場合は、政務活動の実態に応じて按分し、政務活動費の負担額等を明らかにして行うものとする。(第11項)

- ・専ら政務活動に使用される事務所については、全額支出することができる。
- ・政務活動に使用される事務所と後援会事務所を兼ねている場合は、1/2を限度として、政務活動費で支出することができる。
- ・政務活動に使用される事務所と後援会事務所の2つの用途に加え、政党事務所としての用途にも使用される場合は、1/3を限度として、政務活動費で支出することができる。(以上、本手引きP29参照)

エ 携帯電話使用料

▶ **該当項目**：調査研究費、研修費、広報広聴費、要請陳情活動費、会議費、資料作成費

携帯電話使用料は「音声通話料金」に限り、私用(1/2)、後援会活動(1/4)と按分して1/4を上限として支出することができる。(本手引きP16参照)

オ 自家用車のガソリン代

▶ **該当項目**：調査研究費、研修費、広報広聴費、要請陳情活動費、会議費

政務活動で使用した実績(移動区間とその分のガソリン代)が明確な場合、実費分を支出することができる。

上記以外は、私用(1/2)、後援会活動(1/4)と按分して1/4を上限として支出することができる。(本手引きP16参照)

(4) 旅費の原則（要領第4条第4項）

市外旅費の支出にあたっては、市の旅費規程を準用するものとする。

【札幌市職員等の旅費に関する条例】※抜粋

（旅費の支給）

第3条 職員が出張をし、又は赴任をした場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして市長が定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法（以下「順路等」という。）により旅行した場合の旅費により計算する。…

（※「順路等」の運用方針 ⇒ 通常の経路（鉄道、船舶、航空機等の交通手段のうち一般に利用されている経路）及び方法（往復切符、通し切符等を含む。）のうち、一の旅行区間における最も安価なものに限らず、旅行における公務の内容及び日程、当該旅行に係る旅費の総額、出張者の移動に係る時間コスト等を踏まえて出張命令権者が適当と判断したものをいう。）

【札幌市職員等の旅費に関する条例施行規則】※抜粋

（旅費の種目及び内容）

第9条 条例第6条の市長が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び講習費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(5) 備品について（要領第4条第13項）

① 備品の定義

本手引きにおける「備品」とは、性質や形態を変えることなく、おおむね1年以上の耐用年数をもち、かつ1件の購入価格が税込み10万円以上の物品をいう。いずれかを満たさない物品は「消耗品」とする。

② 備品の管理

政務活動費で購入した備品は、備品台帳にて管理する。破損して使用できない、または耐用年数が経過した備品は、その事実を会派で確認したのちに備品台帳から抹消する。なお、耐用年数の確認には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を参照する。

③ 所属会派の変更に伴う取り扱い

議員が所属会派を変更する場合には、変更前の所属会派との協議により、当該議員が管理していた備品を変更後の所属会派の備品に異動できる。この取り扱いにより備品を異動する際は、両会派の備品台帳に異動を記録する。

④ 議員の身分喪失時および会派が消滅する場合の取り扱い

残存価値がある備品について、議員の身分を失う際に自身が管理する備品を所属会派に返還しない場合、または、改選等で会派が消滅する際に備品を有している場合は、次の計算式に基づき、備品の耐用年数と使用期間に応じた残存価値に相当する額を金銭で市へ返還する。

なお、返還にあたっては、「政務活動費収支報告書」の収入に、返還額を「その他」として記載し、この返還は政務活動費で支出できないものとする。

$\text{返還額} = \text{取得価格}^{\ast 1} \times \frac{\text{耐用年数} - \text{使用期間}^{\ast 2}}{\text{耐用年数}}$

※1 この計算式における取得価格は、政務活動費で支出した額とする。

※2 耐用年数、使用期間は月単位とし、使用期間には使用開始月、使用終了月を含む。

⑤ 留意事項

備品の購入が資産形成とならないよう、購入の前には、政務活動に必要な性能を吟味したうえで、複数の商品の価格や機能を比較するほか、リース等の活用も含めて慎重に検討を行うこと。

※消耗品の場合も同様に留意すること。

2 政務活動費を充てることのできる経費

政務活動費を充てることのできる経費の範囲と項目ごとの支出内容は、次のとおりである。

項目	範囲（条例第5条別表）
	支出内容（要領第2条）
調査研究費	<p>会派又は所属議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費</p> <p>▶ 印刷製本費、調査委託費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等</p>
研修費	<p>1 会派又は所属議員が政務活動に必要な研修会等を行うために要する経費</p> <p>2 所属議員又は会派若しくは所属議員が雇用する職員が他の団体等の行う政務活動に必要な研修会等に参加するために要する経費</p> <p>▶ 会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等</p>
広報広聴費	<p>1 政務活動、議会活動又は市政について市民に報告するために要する経費</p> <p>2 政務活動、議会活動又は市政に関する市民の要望又は意見の聴取、市民相談等を行うために要する経費</p> <p>▶ 会場費、印刷製本費、茶菓子代、文書通信費、交通費等</p>
要請陳情活動費	<p>会派又は所属議員が要請陳情活動を行うために要する経費</p> <p>▶ 印刷製本費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等</p>
会議費	<p>1 政務活動に必要な会議を行うために要する経費</p> <p>2 所属議員又は会派若しくは所属議員が雇用する職員が他の団体等の行う意見交換会等政務活動に必要な会議に参加するために要する経費</p> <p>▶ 会場費、印刷製本費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費、出席者負担金・会費等</p>
資料作成費	<p>政務活動に必要な資料の作成に要する経費</p> <p>▶ 印刷製本費、翻訳料、備品（消耗品）購入費・リース代等</p>
資料購入費	<p>政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費</p> <p>▶ 図書購入費、新聞・雑誌購読料、有料データベース利用料等</p>
人件費	<p>政務活動を補助する職員の雇用に要する経費</p> <p>▶ 報酬・日当、通勤費、社会保険料、雇用に伴う事務経費等</p>
事務所費	<p>政務活動に必要な事務所の設置及び維持管理に要する経費</p> <p>▶ 事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品（消耗品）購入費・リース代等</p>

3 支出の事例

<索引>

各経費の支出可否など詳細は、P13以降、「該当する使途項目」欄のとおり、使途項目ごとに掲載

No.	経費の内容	該当する使途項目 ¹	掲載 ² ページ
1	会費又は年会費	調	13
2	政党に関連したもの（出席者負担金・会費）	調 研 会	13
3	議員同士の懇親会等	調 研 会	13
4	飲食を伴う研究会等を含む会合	調 研 会	13
5	宗教活動	調 研 会	13
6	その他の研究会等に係る費用	調 研 会	14
7	雇用職員の参加に係る経費	調 研 会	14
8	視察調査に係る経費	調	14
9	公務の前後に継続した政務活動の費用	調 研 要 会	14
10	政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用	調 研 要 会	14
11	補助職員の視察調査等	調 研 会	14
12	議員の親族が同行する視察調査等	調 研 要 会	15
13	高速道路料金	調 研 要 会	15
14	キャンセル料	調 研 要 会	15
15	貸切バス等	調 研 要 会	15
16	調査の委託	調	15
17	タクシー料金	調 研 広 要 会	16
18	自家用車のガソリン代	調 研 広 要 会	16
19	携帯電話使用料	調 研 広 要 会 作	16
20	SAPICA等の交通系ICカードに係る経費	調 研 広 要 会 作 購 事	16
21	切手の購入費	調 研 広 要 会 事	17
22	広報紙	広	20
23	会派及び議員のホームページの運営経費	広	20
24	広報紙に関する業務委託費	広	20

¹ 調…調査研究費、研…研修費、広…広報広聴費、要…要請陳情活動費、会…会議費、作…資料作成費、購…資料購入費、人…人件費、事…事務所費

² 複数の使途項目に掲載がある場合、本手引きにおいて最初に出てくるページを記載

No.	経費の内容	該当する使途項目	掲載 ページ
25	広報紙やホームページ以外の広報媒体	広	20
26	名刺	広	20
27	新聞紙面を利用した広報	広	21
28	広聴活動	広	21
29	会場費	広	21
30	冠婚葬祭	会	23
31	備品（消耗品）購入費・リース代等（資料作成費に係るもの）	作	25
32	政務活動費に係る経理・会計業務の経費	作 人	25
33	新聞・雑誌購読料	購	26
34	会派と関係のある政党等の新聞・出版物	購	26
35	図書一般	購	26
36	家族・親族の雇用	人	27
37	個人事務所の雇用職員	人	27
38	事務所の賃借料	事	28
39	自己所有物件と自宅	事	28
40	親族名義の物件、経営する会社の物件の賃借	事	28
41	後援会活動や政党活動に使用される事務所の賃借料	事	29
42	事務所に附設する駐車場の賃借料	事	29
43	維持管理費（光熱水費）	事	29
44	備品（消耗品）購入費・リース代等（事務所費に係るもの）	事	30
45	政務活動の手段として使用する車の諸費用	事	30
46	自動車の購入または自動車リース料	事	30
47	本市議会議員選挙期間中の取扱	事	30
48	事務所の敷金	事	30

(1) 調査研究費

① 会費又は年会費

- ：会派若しくは所属議員が政務活動に必要な情報を得るため団体等に加入する場合の会費又は年会費は、入会後も、支出の都度その必要性を見直すことを条件として、支出することができる。
- ×：町内会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ会費、商店街振興組合・商工会等の加入会費・賛助金等は、支出することができない。

② 政党に関連したもの（出席者負担金・会費）

- ：政党が主催する研究会等であっても、政務活動に必要なものであれば支出することができる。
- ×：党大会費、党費、党大会賛助金等は、政党活動経費であり、支出することができない。

③ 議員同士の懇親会等

- ：議員同士（会派内・外を問わず）の研究会等は、懇親会等と誤解を招かないように、開催場所・会場等に留意し支出することができる。
- ×：議員同士の懇親会、親睦会の費用は、私的経費とみなされ、支出することができない。

④ 飲食を伴う研究会等を含む会合

- ：研究会等に引続き飲食を伴う懇親会が設定されている場合、時間割が別で会費も分離している場合は、研究会等に係る費用は、支出することができる。
- ×：飲食（会議等で提供する茶菓に係る経費を除く。）を伴う場合は、研究会等に政務活動としての側面が伴うものであっても、支出することができない。

⑤ 宗教活動

- ：研究会等の内容が、宗教活動に関係がなく、政務活動に必要なものであれば、宗教活動を行う団体等が主催するものであっても支出することができる。
- ×：宗教活動そのものは、支出することができない。

⑥ その他の研究会等に係る費用

- ：講師への謝礼として、花束等を支出することができる。
 - ☞ 講師への謝金を支出する際は、所得税の源泉徴収等に留意すること。

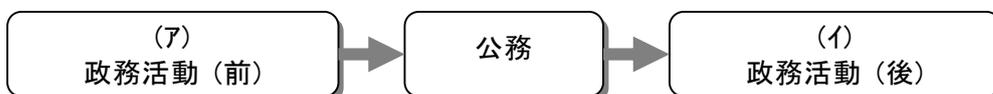
⑦ 雇用職員の参加に係る経費

- ：政務活動に必要な研究会等に参加する場合は、支出することができる。

⑧ 視察調査に係る経費

- ：視察調査を行う場合は、以下の点に留意し視察目的を明確にすること。
 - ☞ あらかじめ訪問先の担当者と連絡を取り、訪問先では、面談者を記録（名刺や面談記録など）し、環境調査や商店街等の町並み視察など、相手先担当者がいない場合は、写真を撮影するなど、政務活動による視察であることを明白にすること。
 - ☞ 先進地調査や現地調査等の必要性を厳密に検討し、パンフレットを取り寄せたり、文書によって問い合わせたりするなど、他の方法で調査目的が達成されるならば、それによるべきこと。

⑨ 公務の前後に継続した政務活動の費用



- ：(ア) 公務の場所に合流するまでの費用で、公費の支出がない部分については、政務活動費で支出することができる。
- ：(イ) 公務の場所で解散してからの費用については、政務活動費で支出することができる。
 - ☞ 公務分と政務活動分を時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分すること。

⑩ 政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用

- ☞ 政務活動分と政務活動以外の活動分を時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分すること。

⑪ 補助職員の視察調査等

- ：会派又は議員が雇用する職員や調査依頼を行った者の視察調査等に対し、交通費、宿泊費及び旅費等の経費を支出することができる。

⑫ 議員の親族が同行する視察調査等

×：親族が同行する場合は、支出することができない。たとえ、専門的な技術を有し議員を補佐する場合であっても、または、身体的な事情で議員を介助する場合であっても支出することができない。なお、介助が必要な議員の政務活動が制限されないよう、介助者が親族以外の者である場合は、視察調査等に同行させることができる。その場合、介助者の費用については、補助職員の例により、支出することができる。

⑬ 高速道路料金

○：高速道路料金は、政務活動で使用した実績（移動区間と政務活動概要等）を明確にして実費分を支出することができる。

⑭ キャンセル料

○：やむを得ない事情による場合は、その理由を明らかにし、支出することができる。

※ 参考：宇都宮地裁判決（平成23年1月19日）

視察等の調査研究活動に先立ち、宿泊先や交通手段等を予約することは、円滑な視察を実施するために社会通念上相当な手段であって、これらがやむを得ない事由によりキャンセルされたことに伴い発生した費用を政務調査費から支出することは、必要性、合理性を欠くものとはいえない。

⑮ 貸切バス等

○：貸切バス等は、政務活動のために合理的な必要性がある場合は、金額の妥当性等に十分留意した上で支出することができる。

⑯ 調査の委託

○：調査の委託は認められるが、委託の際には、以下の点に留意すること。

- ☞ 委託先の選定理由を明確にすること。
- ☞ 委託内容の分かる契約を締結すること。
- ☞ 契約期間が1年間など長期に及ぶ場合には、毎月又は定期の業務報告と実績による精算が行われること。
- ☞ 委託業務が終了したときは、当該業務により作成された資料、報告書等の成果物を会派又は所属議員において保管すること。

⑰ タクシー料金

○：政務活動に必要性がある場合、用務内容及び乗車区間を領収書等に明記することにより支出することができる。

※ 参考：青森地裁判決（平成18年10月20日）

（調査旅費として実体が伴っているのに）使途基準に合致する支出であると認められる。

⑱ 自家用車のガソリン代

○：政務活動で使用した実績（移動区間とその分のガソリン代）が明確な場合、実費分を支出することができる。

○：上記以外は、私用（1/2）、後援会活動（1/4）と按分して1/4を上限として支出することができる。

※ 参考：青森地裁判決（平成18年10月20日）

ガソリン代については、1/2を個人使用、1/4を政務調査以外の議員活動、1/4を政務調査活動に伴う費用であると推認するのが相当。

⑲ 携帯電話使用料

○：携帯電話使用料は「音声通話料金」に限り、私用（1/2）、後援会活動（1/4）と按分して1/4を上限として支出することができる。

※ 参考：大阪地裁判決（平成18年7月19日）

普通地方公共団体の議員がその調査研究活動のために携帯電話を使用することは通常想定される事態である。会派において、使用頻度を考慮の上、使用料金の8割を政務調査費で充てることを認める取扱は、議員の実情を反映したものであり合理性を肯定できる。

×：携帯電話の機器購入や買い替え費用は、支出することができない。

⑳ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費

○：政務活動のためにS A P I C A等の交通系 I Cカードを使用する場合は、政務活動で使用した実績を明確にして実費分を支出することができる。

×：購入及び入金（チャージ）に係る費用は、支出することができない。

㊦ 切手の購入費

- ：切手は、政務活動の目的の範囲内で購入することができる。なお、政務活動での使用を明確にするため、領収書（もしくは領収書添付用紙）に、使用の目的や内容を記載すること。

(2) 研修費

① 政党に関連したもの（出席者負担金・会費）

P13：(1)調査研究費「②政党に関連したもの（出席者負担金・会費）」を参照

② 議員同士の懇親会等

P13：(1)調査研究費「③議員同士の懇親会等」を参照

③ 飲食を伴う研修会等を含む会合

P13：(1)調査研究費「④飲食を伴う研究会等を含む会合」を参照

④ 宗教活動

P13：(1)調査研究費「⑤宗教活動」を参照

⑤ その他の研修会に係る費用

P14：(1)調査研究費「⑥その他の研究会等に係る費用」を参照

⑥ 雇用職員の参加に係る経費

P14：(1)調査研究費「⑦雇用職員の参加に係る経費」を参照

⑦ 公務の前後に継続した政務活動の費用

P14：(1)調査研究費「⑨公務の前後に継続した政務活動の費用」を参照

⑧ 政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用

P14：(1)調査研究費「⑩政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用」を参照

⑨ 補助職員の研修会等への参加

P14：(1)調査研究費「⑪補助職員の視察調査等」を参照

⑩ 議員の親族が同行する研修会等

P15：(1)調査研究費「⑫議員の親族が同行する視察調査等」を参照

⑪ 高速道路料金

P15：(1)調査研究費「⑬高速道路料金」を参照

⑫ キャンセル料

P15：(1)調査研究費「⑭キャンセル料」を参照

⑬ 貸切バス等

P15：(1)調査研究費「⑮貸切バス等」を参照

⑭ タクシー料金

P16：(1)調査研究費「⑰タクシー料金」を参照

⑮ 自家用車のガソリン代

P16：(1)調査研究費「⑱自家用車のガソリン代」を参照

⑯ 携帯電話使用料

P16：(1)調査研究費「⑲携帯電話使用料」を参照

⑰ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費

P16：(1)調査研究費「⑳S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費」を参照

⑱ 切手の購入費

P17：(1)調査研究費「㉑切手の購入費」を参照

(3) 広報広聴費

① 広報紙

○：広報紙は、政務活動、議会活動又は市政について報告するものである場合、その作成経費や送料等を支出することができる。

☞ 広報紙の郵送については、割引制度などの活用留意すること。

×：政党又は後援会等と共同して発行する広報紙の作成経費や送料等には、支出することができない。

② 会派及び議員のホームページの運営経費

○：政務活動、議会活動又は市政について市民に報告するために運営するホームページの経費は、支出することができる。

×：政党又は後援会等と共同して運営するホームページの経費には、支出することができない。

☞ ブログは、気軽に政策を伝えたり、市民との率直な意見交換をしたりできることから、広報や広聴の手段として、有用な手段のひとつと考えられるので、政務活動費の目的を逸しない範囲において運営すること。

③ 広報紙に関する業務委託費

○：広報紙の作成業務や発送業務等の委託は認められるが、委託の際には、以下の点に留意すること。

☞ 委託先の選定理由を明確にすること。

☞ 委託内容の分かる契約を締結すること。

☞ 委託業務が終了したときは、当該業務により作成された広報紙など実績の分かる成果物を会派又は所属議員において保管すること。

④ 広報紙やホームページ以外の広報媒体

○：広報媒体は、広報紙やホームページに限られず、CDやDVDなどの情報技術を活用したものや、街頭での市政報告を行うための拡声器など多種多様なものがあることから、目的にかなう範囲内で支出することができる。

⑤ 名刺

×：名刺の作成には、支出することができない。

⑥ 新聞紙面を利用した広報

○：新聞紙面を利用した広報は、政務活動、議会活動又は市政について報告するものである場合、その費用を支出することができる。

⑦ 広聴活動

○：市政広聴会や意見交換会の開催、市民からの要請に基づく出前広聴活動、アンケートによる意見聴取等に支出することができる。

⑧ 会場費

○：垂れ幕、看板等の費用は、支出することができる。

⑨ タクシー料金

P16：(1)調査研究費「⑰タクシー料金」を参照

⑩ 自家用車のガソリン代

P16：(1)調査研究費「⑱自家用車のガソリン代」を参照

⑪ 携帯電話使用料

P16：(1)調査研究費「⑲携帯電話使用料」を参照

⑫ S A P I C A 等の交通系 I C カードに係る経費

P16：(1)調査研究費「⑳S A P I C A等の交通系 I C カードに係る経費」を参照

⑬ 切手の購入費

P17：(1)調査研究費「㉑切手の購入費」を参照

(4) 要請陳情活動費

① 公務の前後に継続した政務活動の費用

P14 : (1) 調査研究費「⑨公務の前後に継続した政務活動の費用」を参照

② 政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用

P14 : (1) 調査研究費「⑩政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用」を参照

③ 議員の親族が同行する要請陳情活動

P15 : (1) 調査研究費「⑫議員の親族が同行する視察調査等」を参照

④ 高速道路料金

P15 : (1) 調査研究費「⑬高速道路料金」を参照

⑤ キャンセル料

P15 : (1) 調査研究費「⑭キャンセル料」を参照

⑥ 貸切バス等

P15 : (1) 調査研究費「⑮貸切バス等」を参照

⑦ タクシー料金

P16 : (1) 調査研究費「⑰タクシー料金」を参照

⑧ 自家用車のガソリン代

P16 : (1) 調査研究費「⑱自家用車のガソリン代」を参照

⑨ 携帯電話使用料

P16 : (1) 調査研究費「⑲携帯電話使用料」を参照

⑩ S A P I C A 等の交通系 I C カードに係る経費

P16 : (1) 調査研究費「⑳ S A P I C A 等の交通系 I C カードに係る経費」を参照

⑪ 切手の購入費

P17 : (1) 調査研究費「㉑切手の購入費」を参照

(5) 会議費**① 政党に関連したもの（出席者負担金・会費）**

P13：(1)調査研究費「②政党に関連したもの（出席者負担金・会費）」を参照

② 議員同士の懇親会等

P13：(1)調査研究費「③議員同士の懇親会等」を参照

③ 飲食を伴う会議

P13：(1)調査研究費「④飲食を伴う研究会等を含む会合」を参照

④ 宗教活動

P13：(1)調査研究費「⑤宗教活動」を参照

⑤ 冠婚葬祭

×：冠婚葬祭の費用（香典、寸志、祝金等）は、支出することができない。

⑥ その他の会議に係る費用

P14：(1)調査研究費「⑥その他の研究会等に係る費用」を参照

⑦ 雇用職員の参加に係る経費

P14：(1)調査研究費「⑦雇用職員の参加に係る経費」を参照

⑧ 公務の前後に継続した政務活動の費用

P14：(1)調査研究費「⑧公務の前後に継続した政務活動の費用」を参照

⑨ 政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用

P14：(1)調査研究費「⑩政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用」を参照

⑩ 補助職員の会議への参加

P14：(1)調査研究費「⑪補助職員の視察調査等」を参照

⑪ 議員の親族が同行する会議

P15：(1)調査研究費「⑫議員の親族が同行する視察調査等」を参照

⑫ 高速道路料金

P15：(1)調査研究費「⑬高速道路料金」を参照

⑬ キャンセル料

P15：(1)調査研究費「⑭キャンセル料」を参照

⑭ 貸切バス等

P15：(1)調査研究費「⑮貸切バス等」を参照

⑮ タクシー料金

P16：(1)調査研究費「⑰タクシー料金」を参照

⑯ 自家用車のガソリン代

P16：(1)調査研究費「⑱自家用車のガソリン代」を参照

⑰ 携帯電話使用料

P16：(1)調査研究費「⑲携帯電話使用料」を参照

⑱ S A P I C A 等の交通系 I C カードに係る経費

P16：(1)調査研究費「⑳S A P I C A 等の交通系 I C カードに係る経費」を参照

⑲ 切手の購入費

P17：(1)調査研究費「㉑切手の購入費」を参照

(6) 資料作成費**① 備品（消耗品）購入費・リース代等（資料作成に係るもの）**

P 8 : 「(5) 備品について」を参照

② 政務活動費に係る経理・会計業務の経費

○ : 政務活動費に係る経理・会計業務の委託料や人件費は、政務活動を事後処理も含めて適切に完了させるための必要な事務的経費であることから、支出することができる。

③ 携帯電話使用料

P 16 : (1) 調査研究費「⑱携帯電話使用料」を参照

④ S A P I C A 等の交通系 I C カードに係る経費

P 16 : (1) 調査研究費「⑳ S A P I C A 等の交通系 I C カードに係る経費」を参照

(7) 資料購入費

① 新聞・雑誌購読料

- ：会派又は所属議員事務所における新聞購読については、適正な購読紙数及び部数の範囲で支出することができる。
- ×：自宅で購読している新聞及び刊行物等の購読料は支出することができない。
- ×：スポーツ新聞には支出することができない。

② 会派と関係のある政党等の新聞・出版物

- ：政務活動に必要な範囲で支出することができる。

※ 参考：京都地裁判決(平成16年9月15日)

当該会派と関係のある政党の出版物を購読することが、その政党を経済的に支援し、また、政党の方針及び意向を学習するとの側面があるにしても、そのことから直ちに、本件使途基準にいう「政党活動」に当たるとはいえない。

- ：資料として議員数分が必要になるなどの場合は、必要部数を購入することができる。
- ×：政党等を経済的に支援する目的での大量の購入には、支出することができない。

③ 図書一般

- ：図書・CD・DVD等は、政務活動に必要な範囲で購入することができる。
 - ☞ 購入の際には、領収書等に図書・CD・DVD等の名称やタイトルを記載するなど内容が特定できるようにすること。

④ SAPICA等の交通系ICカードに係る経費

P16：(1)調査研究費「⑳SAPICA等の交通系ICカードに係る経費」を参照

(8) 人件費

① 家族・親族の雇用

×：配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一つにする者のいずれかに該当する者の雇用には、支出することができない。

② 個人事務所の雇用職員

○：専ら政務活動の補助業務に従事する職員を雇用する場合には、政務活動費から全額支出することができる。

☞ 雇用契約書を作成・保管すること。（要領第4条第9項）

※ 参考：札幌高裁判決（平成30年8月9日）

政務調査活動を補助させるために自身が雇用する職員について、雇用契約書を作成し、支出の違法性・相当性が争われた場合には、誰を被用者としてどのような内容の雇用契約が成立したのかを立証する最も基本的かつ重要な文書である当該職員の雇用契約書を開示するなどして、これを速やかに説明できるようにしておくべきである。

☞ 所得税の源泉徴収、社会保険、雇用保険等の手続に留意すること。

○：政務活動のほか後援会活動も担当させている場合、原則1/2で按分し支出することができる。但し、業務実態に照らし、適宜按分している場合には、これを尊重するものとする。

③ 政務活動費に係る経理・会計業務の経費

P25：(6)資料作成費「②政務活動費に係る経理・会計業務の経費」を参照

(9) 事務所費

§ 事務所の要件

政務活動費を適用する事務所については、以下の要件を備えていること。

- ☞ 外形上、事務所として認識できる形態を有していること。
- ☞ 事務所としての機能を有していること（少なくとも、事務スペース、事務用品等を備えていること）。
- ☞ 賃借の場合は、会派または所属議員が契約者となっていること。
- ☞ 政務活動が実際に当該事務所にて行われていること。

また、政務活動費を適用する事務所については、議長宛てに届け出を行うこと。

① 事務所の賃借料

○：政務活動費を充当する場合における事務所の賃借料については、地域性を考慮し、適正な額の範囲において支出することができる。

- ☞ 賃貸借契約書を作成・保管すること。（要領第4条第12項）

※ 参考：札幌高裁判決（平成30年8月9日）

政務調査事務所の賃貸借契約締結に当たり、当該事務所費の支出が適正なものであることを説明できるよう、賃貸借契約書を作成し、上記支出の適法性・相当性が争われた場合には、同契約書を提示するなどして、これを速やかに説明できるようにしておくべき（略）。

② 自己所有物件と自宅

○：自己（または生計を一つにする者）の所有する物件については、事務所の要件（賃借の契約以外の3要件）が備わっていれば、事務所の賃借料以外の事務所費（維持管理費、文書通信費、光熱水費、備品（消耗品）購入費・リース代等）は、支出することができる。

×：自宅には、事務所費を支出することができない。

③ 親族名義の物件、経営する会社の物件の賃借

○：生計を一つにしない親族及び議員の経営する会社が所有する物件の賃借については、政務活動費の対象経費とすることができる。

- ☞ 契約書と毎月の支払いを証する書類を確実に徴することが必要。

※ 参考：大阪地裁判決(平成 18 年 7 月 19 日)

親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することはそれ自体別段不自然ということとはできない。

④ 後援会活動や政党活動に使用される事務所の賃借料

○：専ら政務活動に使用される事務所については、全額支出することができる。

※ 参考：名古屋高裁判決(平成 27 年 9 月 2 日)

手引きにおいては、調査研究活動のために専用を使用する事務所があり得ることは当然の前提となっていて、実態としても、特定の事務所がそのような使われ方をすることは何ら不自然不合理ではないのであり、調査研究活動専用事務所については、事務所経費の全額に政務調査費を充当することが許されていたものというべきである。

○：政務活動に使用される事務所と後援会事務所を兼ねている場合は、月額賃借料の 1/2 を限度として、政務活動費で支出することができる。

○：政務活動に使用される事務所と後援会事務所の 2 つの用途に加え、政党事務所としての用途にも使用される場合は、月額賃借料の 1/3 を限度として、政務活動費で支出することができる。

※ 参考：青森地裁判決(平成 18 年 10 月 20 日)

調査研究活動に資するための事務所と後援会事務所とを兼ねて使用されていることがうかがわれるが、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上相当な割合により按分することが相当であり、月額賃料の 1/2 を政務調査活動に資するために必要な費用であると認める。

⑤ 事務所に附設する駐車場の賃借料

○：上記④の考え方と連動

※ 参考：大阪地裁判決(平成 18 年 7 月 19 日)

議員の調査研究活動の一環として議員事務所において関係者や住民等から事情聴取をしたり、要望、意見等を聴取したりすることは通常想定される事態であるから、事務所を訪れる来客のための専用の駐車場を確保する必要性を否定することはできず、そのような駐車場を確保した場合における当該駐車場に係る賃借料は、議員の調査研究に資するため必要な経費と認められる。

⑥ 維持管理費（光熱水費）

○：上記④の考え方と連動

⑦ 備品（消耗品）購入費・リース代等（事務所に係るもの）

○：上記④の考え方と連動

P 8：「(5) 備品について」を参照

⑧ 政務活動の手段として使用する車の諸費用

×：自動車及びバイク等の維持管理に要する税金、保険代、車検代等の費用は支出することができない。

⑨ 自動車の購入又は自動車リース料

×：自動車の購入及びリース料は、支出することができない。

⑩ 本市議会議員選挙期間中の取扱

×：本市議会議員選挙に係り専ら使用される期間中の事務所費は、支出することができない。

☞ 月単位で整理できない場合には、日割で計算するものとする。

⑪ 事務所の敷金

×：敷金は、一般的に明け渡しの際に返還されるため、支出することができない。

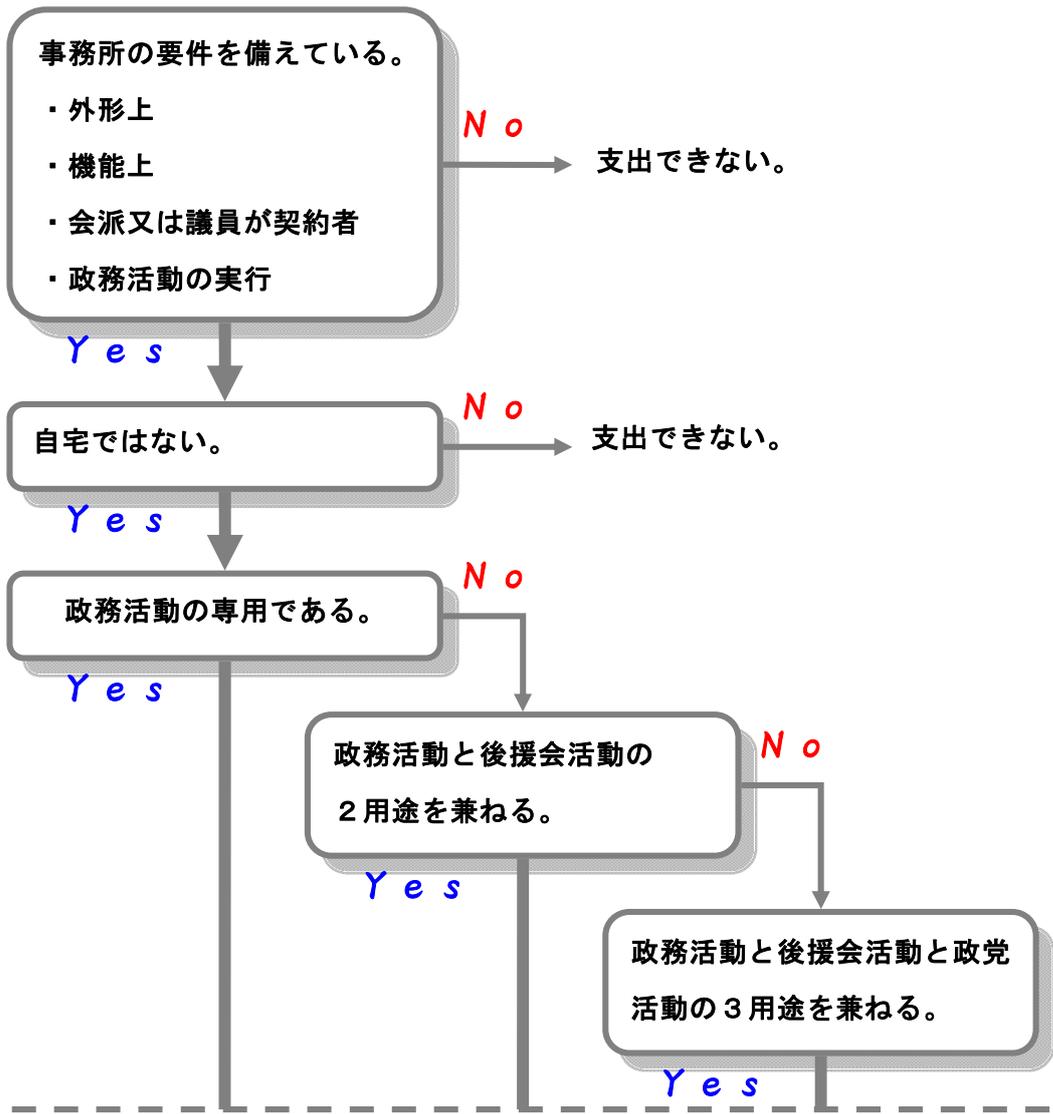
⑫ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費

P 16：(1)調査研究費「⑳ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費」を参照

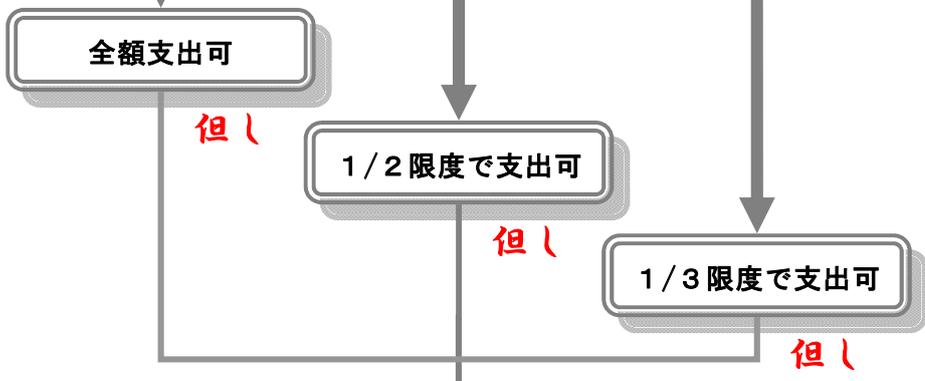
⑬ 切手の購入費

P 17：(1)調査研究費「㉑切手の購入費」を参照

※ 事務所費 確認チャート



事務所費：事務所賃借料、維持管理費、文書通信費、備品（消耗品）購入・リース代等
 （自己又は生計を一つにする者の所有物件の場合、事務所賃借料除く）



本市議会議員選挙に係り専ら使用される期間中は、支出できない。